

利用団体 各位

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
国立三瓶青少年交流の家  
所 長 尾 原 敏 則

令和 7 年度施設利用に関わる主な変更点について

国立三瓶青少年交流の家の事業運営については、日頃から格別の御理解と御厚情を賜り、誠にありがとうございます。また、御利用団体の皆様には、体験活動を中心とする青少年教育の振興に御理解、御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

当機構は、これまでも経費削減に向けた努力を続け、一人でも多くの青少年が良質な体験機会を得られるよう施設を可能な限り開所してきたところです。今回、更に経費削減を図るため、大変苦渋の選択ではありますが、令和 7 年 4 月 1 日から、施設利用に関わる以下の点について変更します。詳細は、今月中旬以降、随時ホームページに掲載する情報や令和 7 年度版利用ガイドブックをご確認ください。

何とぞご理解、ご協力くださるようお願いいたします。

記

- 1 一時休館期間の設定  
令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日までの宿泊利用の受入れを停止します。
- 2 活動プログラムや食堂提供メニューの料金の改定及びキャンセル・変更期限の変更  
活動プログラムに係る教材費、体験料や食堂提供メニュー（野外炊事・弁当等）の料金を改定します。また、日帰りでも体育館、柔剣道場、グラウンド、研修室等を利用するときは、新たに施設使用料を徴収します。
- 3 活動プログラムの精選及び指導や事前打合せの形態の変更  
一部の活動プログラムを廃止します。また、活動プログラムの指導や事前打合せの形態を見直します。
- 4 送迎バス運行基準の見直し  
運行時間の短縮及び運行範囲を縮小します。
- 5 夜間体制の変更  
従来は職員による宿直と警備員の 2 人体制でしたが、警備員 1 人の体制に移行する予定です。
- 6 朝のつどいの休止  
令和 7 年度は朝のつどいを休止します。
- 7 ケアルーム（旧称：引率者控室）の使い方の見直し  
従来は希望があれば利用団体の本部として配室していましたが、配慮が必要な人のための部屋として運用します。

以上

【本件担当】

国立三瓶青少年交流の家 事業推進係

TEL：0854-86-0319 Mail：sanbe-suishin@niye.go.jp